

竹刀検査要領

- 1) 所定の時間内に竹刀検査所において竹刀検査を受け、規格内の竹刀には『検査済シール』を貼付して使用を認める。
- 2) 規格外竹刀の使用者は、その試合を二本負け（一本取得している場合は取り消し）とする。また、その選手は、その日の大会の出場は認めない。
- 3) 竹刀は、柄に大学名と氏名のみを明記したものとし、検査の対象は一人3本（二刀の場合は大小各3本）までとする。
- 4) 鏑は、皮革または化学製品の円形のものとし、直径9センチメートル以下とする。
- 5) 審判委員会で検討されていない特殊な竹刀やすべり止め柄は検査対象外とする。

竹刀検査は、次の通り実施する。

【事前チェック】

各大学で大学名・竹刀本数を確認し、竹刀確認証に記入する。

【竹刀検査証の取り扱い】

竹刀検査員は大会で使用する竹刀の確認証の提出を受け、内容の不備がないことを確認し、竹刀の計量・検査を行う。

【検査】

①竹・付属品の破損や中結いの位置・緩み・竹刀の隙間



②竹刀の長さ



③先革先端部の直径値及び長さ



④ちくとう部の最小直径値



⑤竹刀の重量



上記①～⑤の検査項目で規格外と判断された竹刀は、その場で返却する。

⑥規格内の竹刀には、『検査済シール』を貼付する。

以上